

労働時間を管理されている方へ きちんと取らせていますか？ 年次有給休暇



年次有給休暇（以下「年休」という。）は原則として、労働者（教職員）が取りたい時に、自由に利用することができます。
ハラスメント相談室には、年休の取得について多くの相談が寄せられています。年休の取得を一方向的に拒否したり、取得を萎縮させるような言動を行うことは、ハラスメントに当たる可能性があります。

～これはダメ！NG対応～

- 「なぜ休むのか？」と理由を尋ね、取得すること自体を萎縮させる
- 「他に仕事を与えるから出てきなさい」と言い、出勤を強要する
- 年休の申請に対し「業務の運営上どうしても難しい」と告げたところ、その後に別の日程で申請され、その日程であれば特に支障がないにも関わらず、休暇の取得を認めない
- 「こんなに休みを取るなんて失格だ」などと発言する
- 冠婚葬祭や病気以外で休むことを認めない
- 「有給休暇を取得したら評価が下がる」などと告げる
- 年休の翌日に、「きのうは何をしていたのか？」などと尋ねる
- 年休を取得する日を、上司の側から一方的に指定する



ハラスメントについては、早めにこちらにご相談ください。

広島大学ハラスメント相談室

予約は、電話またはメールにて。

- 東広島地区相談室（総合受付）
開室日時：月～金 10時～17時
TEL/FAX：082-424-5689
Email：harassos@hiroshima-u.ac.jp
所在地：中央図書館地下1階
- 霞地区相談室
開室日時：月～金 13時～19時
TEL/FAX：082-257-1519
所在地：共用棟1の3階
- 東千田地区相談室
開室日時：木曜日 13時～17時
所在地：共用施設B棟 B-107

※注意※

平成31年4月に、使用者が時季指定し、年休5日を取得させることが法律により義務付けられましたが、本学では、教職員が各自で計画的に「自主的に取得する」よう説明しています。